

森林組合からの連絡

林業経営基本セミナー開催

森林・林業の基本、現在の林業施策の基本、木をお金に換える方法、林業にかかる税金の基本等、山をお持ちになった時や準備をされる時に基本的に知っておきたいこととお話しします。組合員様とご家族の方、山を引き継ぐ予定の方が対象です。ふるってご参加ください。

開催日 平成28年9月22日(木・祝日) **時間** 午前10時から
(約2時間程度)

場所 京都市森林組合 本所

森づくり計画書の提出について

昨年度より林業関係予算が今までに例をみないほど削減されています。(要望額の約半分程度) 今まででしたら、皆様に事前に補助金利用の予定をお聞きしなくても、補助金をご申請して頂けるほど予算を確保できたのですが、来年度の予算の見通しも大変厳しい為、来年度は原則的に、別添えの「森づくり計画書」にて補助金利用の計画をご提出いただいた方のみ、補助金をご申請させていただくこととなります。ご迷惑をおかけいたしますが、期限までにご提出をいただきますようお願い申し上げます。

今年度の補助金申請の締め切り

12月末 (注意) 今年度より提出書類が変更になっておりますのでご注意ください。

登録事業者の声 「椎葉山業」

私どもは、小さな事業者です。主に造林作業をしています。現在は久多地区でお世話になり15年が経ちます。この地区でも高齢化、過疎化が進み、山林作業をされていた方々も作業が出来なくなり、荒れる山林が増え続ける一方、後継者の減少がとまりません。このような山林を少しでも減らすことができれば先人が残してきた森を次世代につなげて行ければと思ひ微力ながら作業しています。

又、学校の子供たちと一緒に植林作業や草刈作業、防護柵の設置などを行い、木が成長する楽しさ、自然の大切さ、素晴らしさ、厳しさを、学ぶ学校林活動にも参加させてもらっています。これも、皆様方のお力添えのおかげです。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

編集後記



ある組合員様から「子供に山の事を教えておくのに、組合を紹介したいんや」と申出をいただきました。そんなことを言うだけなのは「組合員様から京都市森林組合が頼りにしていただいていることなんだな」とうれしく思っていたところ、違う組合員様から「今度、お盆に娘が帰省するので山でいろいろ教えてやってほしい」との依頼が。色々とお話をお聞きしていると、娘さんが相続のことも含めて、どのようにして山を引き継いでいったらいいのか真剣に悩んでらっしゃる様子。昔とは違って親と山に行って手取り足取り教えてもらう時間がとれない時代です。次世代の方々にも森林組合がお役にたっていかなければと痛感です。

組合だより 第27号

目次

- 1 組合長挨拶、造林組合長会議開催
- 2 造林組合をご存知ですか
- 3 木の伐採に関する申請手続き
- 4 組合からの連絡、登録事業者の声

発行所 京都市森林組合 TEL075-722-3622
〒603-8011京都市北区上賀茂二軒家町9番地

御挨拶

代表理事組合長 吉田英治

組合員の皆様今日は。梅雨も明け、毎日暑い日が続いておりますがいかがお過ごしでしょうか。28年度も早4ヶ月が過ぎました。事業の方も順調に推移しております。これも一重に皆様の御協力のおかげと喜んでおります。

さて、育樹祭との関わりについて少し述べてみたいと思います。過日炎天下の中、府民の森(育樹祭会場)にて、実演

の為の北山杉(全長16m、枝下9m、太さ胸高直径12~15cm)3本の立て込みと、枝打ちのリハーサルが行われました。

北山林友会(北山地域の技術者集団)の方々に出演をお願いしており、10月の祭典にはより多くの北山杉を持ち込み、林を作りますので、かなり注目を集めるものと思われます。

これを機に、歴史に裏打をされた高度な枝打ち技術が、全国に発信できれば幸いです。又9月以降、数度にわたり枝打ちや女性4名による丸太磨、その他の通しリハーサルが行われます。

出演頂く皆様には度々お世話になりますが、御協力を頂き、第40回全国育樹祭の成功の一助になればと考えております。

平成28年度造林組合長会議開催

去る7月19日に雲ヶ畑林業センターにて多数の造林組合関係者にご参加いただき「平成28年度造林組合長会議」を開催致しました。

造林組合長会議は毎年この季節に京都府、京都市の担当者をお招きし開催しています。

今年度の会議でも林業行政施策や、森林環境税に関する事業について活発な意見交換が行われました。今年度は森林整備に関連する予算が要望額の5割程度しか手当てされない等、厳しい現状が京都府より報告され、造林組合の役員様方からも大変厳しいご意見が出されました。

基本的に造林組合様のご意見等は森林組合が集約させていただいて行政等に要望、要求させていただいておりますが、造林組合長会議では直接、造林組合様のご意見を行政サイドに伝えていただくいい機会となっております。今後も活発な議論がなされるように工夫しながら造林組合長会議を実施していきたいと考えています。



造林組合をご存知ですか??

組合員の皆さんはご存知でしょうか造林組合という組織を。造林組合は各地域の森林所有者で組織された任意団体で、森林所有者同士が横のつながりを持つことに大きく寄与している団体です。私共の管内には下記表のとおり28の造林組合が組織されており、森林組合とも緊密に連携を図っていただき、地域の山の活動を側面から支えていただいています。

そこで、森林組合との連携を含め「造林組合」をご紹介しますと思います。

造林組合一覧	
久多	松尾
広河原	鳴滝
花脊	越畑
百井	清滝東
大原	氷室
八瀬	北七
鞍馬	観音寺谷
静原	中川
岩倉	杉坂・真弓
十三石山	小野
鷹ヶ峯	大森
高雄	雲ヶ畑
水尾	密原
清滝西	鹿ヶ谷

造林組合って何をしているの?

造林組合は地域の林道等の維持管理や地域での森林整備活動等の合意形成、計画作成などに森林組合と協力しながら活動しています。

又、他にも大切な役割を果たしていると思います。林業経営は周辺の森林所有者との係わりが非常に大切です。作業道をつけるときなんて、周辺の所有者との合意形成なしでは計画は進みませんよね。また、お隣の森林所有とは所有界について話をすることがあるかもしれません。

造林組合の活動を共にすることで周辺地域の山主さんと顔見知りになったり、地域の森林の情報をつかめる等、森林所有者が横のつながりをもつのに、非常に重要な組織となっています。

造林組合の歴史

約30~40年前に行政の指導などもあり設立されました。徐々に設立される地域が拡大していき、現在では28団体になりました。

設立当初より造林事業のとりまとめや、造林保育活動に大きく寄与してきました。

森林組合との関わり

地域の林業活動に関する要望を取りまとめて、森林組合に伝えていただいています。時には森林組合と連携しながら、一緒になって活動を実施しています。また、森林組合に地域の実情をお伝えいただき、森林組合が立てる様々な整備計画に反映されています。さらに、補助施策等の行政制度の変更などの情報も森林組合と造林組合が協力しながら、皆様に伝達しています。

造林組合の現在の抱えている問題

設立から中心的に活動されてきた方々がご高齢になられ、後継者等の問題もあり活動が縮小している造林組合が多くあります。役員など中心的に活動をしていく方々の世代交代がスムーズに図ることが課題となっています。



造林組合が活性化することは地域の森林が活性化していく事です。京都市森林組合も様々な活動を通じながら、造林組合と今以上に連携を図っていきたいと思っております。

造林組合についてもっと詳しく知りたいとお思いの方は、森林組合までお問い合わせください。

木の伐採に関する申請手続きについて

林業経営は簡単に言えば「お金をかけて木を育成し、木を売って利益を得ること」です。伐採は環境面や社会的なことを考えながらの判断になりますが、林業経営にとって木を伐採してお金に換えることは大切な作業になります。



そこで、ご存じの方も多いと思いますが、木を伐採する際に必要な届け出や許可申請をおさらいし、主要なものを紹介したいと思います。「えっ?? 自分の山でも勝手に木は伐採できないの?」とお思いの方もおられると思いますが、森林は公共的な要素も非常に多い為、様々な規制がかかっており、勝手に木を伐採し売ることはできません。また、近年は非法木材の流通を規制しようという社会的な流れからも、無届で伐採することはきつく制限されるようになってきています。

伐採(皆伐・択伐・間伐)にかんする申請書類、申請窓口

森林の種類	許可申請・届出書類	申請先(窓口) お問合わせ先
普通林	伐採及び伐採後の造林の届出書	京都市林業振興課
保安林	保安林(保安施設地区)立木伐採許可申請書・択伐、間伐届出書	京都府京都林務事務所 治山課
砂防指定地	砂防指定地内行為許可申請書	京都府京都土木事務所 砂防課
国定公園指定地	特別地域(特別保護地区)内木竹の伐採許可申請書	京都府京都土木事務所
都市計画風致地区	風致地区内における現状変更行為の許可申請・協議・通知書	京都市風致保全課

注意 森林の種類は重複する森林があり、それぞれに申請、届出が必要です。申請、届出には期日等があるため作業前に窓口までお問い合わせ下さい。無届け伐採は現況復旧等、罰則がございますので注意して下さい。上記以外の森林にも制限林、指定林等がございますので、作業前には必ず森林の種類を確かめ、所定の手続きをして下さい。